

防災行政無線が聞こえなかったり、聞き逃したりした場合は042-559-2061、2062で内容を確認できます

令和2年第1回福生市議会
定例会のお知らせ(予定)

ぜひ、傍聴にお越しください。

〈定例会日程〉 3月3日(火)
27日(金)
〈本会議〉 3月3日(火)〜6日(金)・27日(金)
〈予算審査特別委員会〉 3月10日(火)〜13日(金)
〈常任委員会〉 3月16日(月)〜18日(水)

【開会時間】 午前10時
※時間については、変更となる場合があります。また、常任委員会は開会后、現地視察を行う場合もあります。

【その他】 本会議のライブ映像および録画映像をイ

相談内容	実施日	時間	場所	備考
人権身の上相談・行政相談	4日(水)	午後1時30分〜4時30分	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
登記相談	5日(木)			
相続遺言等暮らしの手続き相談	10日(火)			
法律相談	6日(金)・11日(水)・18日(水)・25日(水)	午後1時30分〜4時	市役所1階第一相談室	予約制、先着6人(1人30分) ※相談日6日前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。
交通事故相談	19日(木)			
少年相談	13日(金)	午前9時〜午後4時30分	市役所1階第一相談室	予約制、先着3人(1人45分) ※相談日1か月前から電話で秘書広報課広報広聴係へ。相談日以外は東京都民の声課 ☎03・5320・7733 へ。
介護保険相談	毎週月・火・木・金曜日	午前9時〜正午、午後1時〜4時	市役所1階介護福祉課	予約制、警視庁八王子少年センター ☎042・679・1082 へ。相談日当日は秘書広報課広報広聴係へ。
子ども相談	毎週月〜土曜日	午前8時30分〜午後5時15分	子ども家庭支援センター(子ども応援館1階)	介護福祉課介護保険係 ☎551・1764
教育相談			子ども家庭支援センター(子ども応援館2階)	子どもと家庭の相談・児童虐待に関すること。子ども家庭支援課 ☎539・2555 教育についての悩み全般に関すること。※要事前予約 教育委員会教育相談室 ☎551・7700
消費者相談	毎週月・水・金曜日	午前10時〜正午、午後1時〜4時	消費者相談室(もくせい会館)	シティセールス推進課産業活性化グループ ☎551・1699
事業資金相談	12日(木)	午後1時30分〜3時30分	商工会相談室	商工会 ☎551・2927 ※対象は市内の小規模事業者

【そのほかの相談】 市政・市民相談、国民年金相談、ひとり親家庭相談、健康相談、育児相談(市役所代表 ☎551・1511)、心の相談、成年後見制度相談、リハビリ相談、権利擁護相談、心配ごと相談(社会福祉協議会 ☎552・5027)

ンターネットで配信しています。市ホームページから、福生市議会「インターネット中継」にアクセスしてご覧ください。また、多摩ケーブルネットワークにより本会議を11チャンネルで放映する予定です。ぜひ、ご覧ください。

【問合せ】 議会事務局庶務係 ☎551・1523

3月1日(日)〜7日(土)は春の火災予防運動週間です

令和元年度東京消防庁防火標語「もつ一度 確認安心 火の用心」(作者:江川区在住菅野珠加さん)

火災予防運動は、都民の皆さんに防火防災に関する意識や防災行動力を高める

もらうこと、火災の発生を防ぎ、万一発生した場合にも被害を最小限にとどめ、火災から尊い命と貴重な財産を守ることを目的としています。

この時期は、ストーブなど暖房器具を使用する機会もまだ多く、空気も乾燥しているため、火災が発生しやすいです。

次のことに注意して火災から命や財産を守ってください。

○燃えにくい防災品を使う
○火災が発生した場合に

○住宅用火災警報器を備える



は、すばやく消火する

○周囲に火災を知らせ、119番通報する

自らを守り、地域で助け合いながら地域全体の安全を高めましょう!

初期消火訓練
火訓練
等、各種訓練コーナーを体験した後

署のポンプ隊やハイパーレスキュー隊等による勇壮な消防演習をお楽しみください!

【日時】 3月1日(日)午前9時30分〜11時30分
〈火災予防フェスタ〉 午前9時30分〜11時30分
〈消防演習〉 午前11時〜11時30分(雨天の場合は、内容を変更して行います。)

市計画
税(第4期)、国民健康保険料(第8期)、介護保険料(第8期)、後期高齢者医療保険料(第8期)の納期です。納期限は3月2日(月)です。お忘れのないようご納付ください。口座振替は3月2日(月)の予定です。残高不足にご注意ください。

※納期を過ぎると延滞金が課されます。

【問合せ】 収納課 ☎551・1578

年金日より

▼国民年金はこんなときに届出が必要です
国民年金は、日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入する必要があります。届出は加入時だけでなく、被保険者種別が変わった時にも必要です。

〜市制施行50周年企画〜
毎号全役が交代!
「ふっさ市民写真リレー」
FUSSA LOVE
FUSSA PRIDE
▲世界マスターズ陸上で4つのメダルを獲得した相羽吉男さん
相羽さんは、世界中の陸上競技選手が競う「世界マスターズ陸上競技選手権大会」に出場し、リレー種目で2つの金メダルを獲得するなど、福生を代表するアスリートです!
▲市ホームページで詳しく紹介しています!
【問合せ】 秘書広報課広報広聴係 ☎551・1529

高額介護合算療養費の支給申請書が届いた方へ

後期高齢者医療制度と介護保険制度の両方を利用している世帯で、1年間の自己負担額の合計が世帯単位の自己負担限度額(右表)を超えたときは、申請により超えた額が医療保険と介護保険のそれぞれの制度から払い戻されます。

対象となる方には、2月下旬に東京都後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されますので、申請書が届きましたらご提出ください。

※郵送での申請は、同封の返信用封筒に切手を貼って申請書を入れてお送りください。

【対象期間】 平成30年8月1日〜令和元年7月31日の1年間

【支給申請等受付場所】 令和元年7月31日に住んでいた区市町村の後期高齢者医療担当窓口

【申請時に必要な物】 申請書、印鑑、振込先の口座番号がわかるもの、身分を確認できるもの(運転免許証、パスポート、介護保険証または後期高齢の被保険者証等)、個人番号の分かるもの(通知カード等)

▼世帯単位の自己負担限度額(年額:8月〜翌7月)

負担割合	所得区分	限度額(年額)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	212万円
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上	141万円
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上	67万円
1割	一般	56万円
	住民税非課税等	区分Ⅱ 31万円 区分Ⅰ 19万円

【問合せ】 保険年金課後期高齢医療係 ☎551・1767、介護福祉課介護保険係 ☎551・1764